障生第1963号

令和４年１月27日

障がい者支援施設等　施設長・管理者様

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた

保健所業務の重点化及び濃厚接触者の取扱いについて

日頃から、本府障がい福祉行政の推進に格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「オミクロン株感染拡大を踏まえたさらなる保健所業務の重点化」「新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の濃厚接触者の取扱い」について、健康医療部から情報提供（資料１）がありましたので、下記の通りお知らせいたします。

貴施設におかれましては、ご対応・ご協力の程何卒よろしくお願いいたします。

記

1. オミクロン株感染拡大を踏まえたさらなる保健所業務の重点化（資料２参照）

新型コロナウイルス感染症が急速に感染拡大し、保健所業務が極めて逼迫した状況であることから、政令・中核市を含む府内の全保健所の業務体制を重症化リスクの高い方等を優先的に対応する「フェーズ４」に移行いたしました。

　　この「フェーズ４」では、「重症化リスクの高い施設（高齢者施設・障がい児者施設）について」は引き続き保健所が濃厚接触者の特定や検査を実施することとされております。濃厚接触者の特定にあたり、重症化リスクのある利用者が施設内におられる場合は、保健所にお伝えください。

なお、「重症化リスクの高い施設（高齢者施設・障がい児者施設）」には、入所系・居住系・通所系の障害者総合支援法・児童福祉法（障がい児に限る。）に基づく施設・事業所等が含まれますので、参考までにお知らせします。

また、重症化リスクのある利用者が施設内におられない場合は、施設が主体的に接触状況等を確認（※１）の上、濃厚接触の可能性のある者（※２）を特定し、保健所と共有（※３）した上で、濃厚接触者等の検体回収（※４）を実施いただく場合もありますので、ご協力のほどお願いします。

　（※１）接触状況等の確認

　　　陽性者が、有症状（発熱、咳、倦怠感など）の場合には症状が出た日の２日前（無症状の場合には検体採取日の２日前）から、他の方と接触しない状況に置かれるか、または、陽性者が療養解除となるまでの期間に他の人と接触した状況を確認してください。

　（※２）濃厚接触の可能性のある者

　　　次のいずれかの項目に該当する者を「濃厚接触の可能性のある者」としてください。

○車内等で長時間（概ね1時間）の接触

　※車内など狭く換気の不十分な空間の場合、マスクの着用があっても長時間の接触があれば濃厚接触の可能性があります。

○手で触れる距離（目安として１メートル）でマスクなしで陽性者と15分以上会話

※食事・入浴等の日常生活の場面だけでなく、休憩時間や更衣室内での接触もご確認ください。

○障がい児が陽性となった場合であって、陽性となった障がい児が使用したおもちゃを利用児同士で共有　　　　※1人の子どもが使うごとに消毒をしている場合を除きます。

　（※３）保健所と共有

　　　資料３を参考にして、管轄の保健所とメールで濃厚接触者の情報を共有してください（送付するメールにはパスワード設定が必要。送付先については管轄の保健所にご確認ください。）。

　（※４）濃厚接触者等の検体回収

　　　濃厚接触の可能性のある者について、施設において、保健所から入手した検査キットにより、検体を採取し、管轄の保健所に検体を持参によりご提出ください（濃厚接触の可能性のない方は感染の可能性が低いため、検査の対象となりません。）。

施設において、障がい児の検体採取が難しい場合などには、保健所において医療機関への受診調整を行っていただける場合がありますので、管轄の保健所にご相談ください。

２．新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の濃厚接触者の取扱い（資料４参照）

　　オミクロン株陽性者の濃厚接触者の待機期間（健康観察期間）については、最終接触から10日間となり、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（＝社会機能維持者（※））については、施設の判断により、下記の基準により陽性者との最終接触日より６日目（及び７日目の場合もあり）に検査等を実施し、陰性であった場合には10日を待たずに待機解除を可能とします。

　　なお、この取扱いは政令・中核市を含む府内全域で適用されています。

（※）「社会機能維持者」には「障害者総合支援法・児童福祉法に基づく施設・事業所等」が該当します。

　【大阪府における「10日を待たずに検査が陰性である場合に待機を解除することができる取扱い」の基準】

○予め事業の継続に必要である業務及び従事者を整理し、自宅待機の短縮を実施する者を最小限（※）に限定できること

　（※）「最小限」の明確な基準はありませんので、各施設の人員体制・設備規模・運営状況等に応じて、各施設でご判断ください。

○PCR検査または抗原定量検査（やむを得ない場合は抗原定性検査キット）が実施できる体制がつくれること

（※）当該待機期間短縮に係る検査費用については、事業者の負担（自費負担）になります。府・政令市・中核市で実施している定期PCR検査やスマホ検査センターの検査もご活用いただくことはできません。なお、検査結果については、感染状況が落ち着くまで各施設で保管をお願いいたします。

○検査実施にあたっては、濃厚接触者となった職員の健康観察を確実に行い、無症状であることが確認できること

○10 日を待たずに検査陰性より待機を解除された職員について、業務以外の不要不急の外出の自粛、可能な限り公共交通機関以外での通勤を指導できること

○保健所から体制の確認を求められた時に速やかに実施状況等を提示できること

　（※）保健所に実施状況等を提示する様式の指定はありません。濃厚接触のあった方のリストや検査実施日、検査結果のわかるものなどをご提示いただくことを想定しています。

３．その他

　　別途「オミクロン株の感染急拡大下における保健所業務の重点化及び大阪府無料検査事業において陽性判定となった受検者への診断について（協力依頼）（令和４年１月18日付け感企第４１６８号）」（資料５参照）により別途健康医療部から診療・検査医療機関等あてに濃厚接触の可能性がある者への積極的な検査受入について通知されておりますが、医療機関において検査を受け入れてもらえない場合や、施設において検体採取が難しい場合などには、保健所において医療機関への受診調整を行っていただける場合がありますので、管轄の保健所にご相談ください。